

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成28年11月14日 午前 9時30分 開会 午前11時24分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	二宮加寿子委員長 三澤龍夫副委員長 坂田よう子委員 竹内恵美子委員 関威國委員 清田文雄委員 柴崎茂委員 吉川重雄議長
4 傍聴議員	奥津勝子議員 玉虫志保実議員 片野哲生議員 高橋英俊議員 鈴木京子議員 渡辺順子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 森田参事（地域総合戦略担当） 佐野町民福祉部長 杉山町民課長 高尻副課長兼保険年金係長 土屋主任主事 植地福祉課長 小林副課長兼障がい福祉係長 瀬戸子育て支援課長 柳田副課長兼子育て支援係長 山口スポーツ健康課長 吉田副課長兼健康増進係長 佐宗スポーツ推進係長 大槻総務課長
6 職務のため 出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町子ども基金条例の制定について (2) 平成29年度大磯町国民健康保険税の賦課税率等の見直しに関する答申等について (3) 大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）の骨子について (4) 仮称）大磯町スポーツ健康増進計画（案）の骨子について (5) 大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階部分の使用に関する経過等について (6) その他
8 その他	一般傍聴 なし

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき御苦労さまです。

ただいまの出席委員は7名全員です。

それでは、これより福祉文教常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般傍聴の希望はございませんが、希望があった場合にこれを許可したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 異議ないものと認めます。

それでは初めに、町側からあいさつをお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。12月議会前、福祉文教常任委員会の協議会開催いただき、ありがとうございます。本日お願いしております議題は、お手元資料にあります5題であります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 直ちに本日の会議に入ります。

会議次第は、お手元に配付したとおりです。

本日は、議題が5件ありますので、よろしくをお願いいたします。

議題(1) 大磯町子ども基金条例の制定について

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは、議題(1)「大磯町子ども基金条例の制定について」議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当。

○子育て支援課子育て支援係長【柳田美千代君】 子育て支援課の柳田です。

「大磯町子ども基金条例の制定について」御説明いたします。表紙を1枚おめくりください。

まず、「大磯町子ども基金条例の制定概要」です。大磯町では、子育てで選ばれる町を目指し、子育て世代の定住促進に向けた取組みを重点事項に捉え、平成27年度に策定しました「子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、次代を担う子どもたちが笑顔にあふれ、未来

に夢と希望をもち、心豊かに、たくましく成長できる環境や体制づくりに向け事業推進を図っております。近年におきましては、町内外の方から、次代を担う子どもたちの教育保育環境の整備などを目的に善意の寄附金が寄せられています。寄附金を活用した事業なども町では実施しておりますが、寄附を通じて自治体を応援する「ふるさと納税制度」の活用も合わせまして、今後は寄附金も活用していく中で計画的に子どもたちの教育保育環境の整備等への取り組みを進めていく必要があります。このことから、平成28年度にいただきました寄附金を原資としまして、子どもたちの教育保育環境の整備を進めるための事業並びに活動などの資金に充てる「大磯町子ども基金」を設置する条例を制定するものでございます。

次に、基金の原資ですが、今年度、町内在住の5名の方から教育や子育てを目的に合わせて520万円の寄附金をいただいております。こちらを原資としてまいります。なお、現在は寄附金を歳計現金として保管しております。

次に当基金を活用した事業等ですが、一つ目としましては、子どもの自主的な活動への支援。二つ目としまして、講座、講習、研修会などの開催。三つ目に、文化、芸能、祭礼に関する支援などの活動への補助及び助成。四つ目としまして、遊具や学習教材など物品の購入など、これらの事業の財源として充てることを想定しております。

続きまして、大磯町子ども基金条例の概要条文になります。第1条は、設置の目的を定めるものでございまして、この条例は、次代を担う子どもたちが笑顔にあふれ、未来に夢と希望を持ち、心豊かにたくましく成長できるよう、子どもたちの教育保育への環境づくり等を目的とした事業推進を図るために基金を設置することを定めるものでございます。第2条は積み立てる額について定めるものです。1枚おめぐりください。

第3条になります。第3条は、基金の管理方法を定めるものでございます。第4条は、基金の運用から生ずる利益の処理について定めるものです。第5条は処分についてでございます。第6条は、繰替運用です。基金に属する現金を、歳計現金に繰替えて運用できることを定めるものです。第7条は委任でございまして、この条例の施行に関して、必要な事項につきましては別に定めるものでございます。最後に、本条例の施行日は公布の日といたします。

資料の説明は以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 本議題は12月定例会へ提出が予定されておりますが、特に質疑のある方は挙手を願います。

坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 質疑というよりも確認でよろしいでしょうか。

付託、また新条例という扱いでございますので、それを踏まえてなんですけれども、本日ここで質疑というよりも、その席におきましては、まずふるさと納税の活用ということがありますので、ふるさと納税に関する、どのような状況の中で、これをプラスしていくのかというような状況の質問も確認させていただきたいと思いますので、そのことに応えられる答弁者の所管課のほうの用意はできるのかということと、できるというかしていただけるか、また基金を活用した事業の後半、内容を見ますと、例えば文化、芸能といえますと、生涯学習課であります。また、物品の購入になりますと、学習教材、部活動、また学校を含む図書館の書籍ということが書いてありますと、やはり学校教育課に関しまして、この基金を踏まえて、どのようないまの状況であって、どのようなプラス事項になるのか、町民にとってさらに充実していくのかという状況なども伺いたいと思いますので、そのようなことがしっかりと答えられるような状況で臨んでいただけるものと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 どうぞ。

○参事（地域総合戦略担当）【森田敏幾君】 参事（地域総合戦略担当）・森田、お答えさせていただきます。

平成 28 年度につきましては、11 月 2 日現在、ふるさと応援寄附金といたしまして、37 件から約 700 万円弱くらいの寄附金をいただいております。資料に資金原資というふうに書かせていただいたんですが、寄附金をいただく中で、ふるさと納税だけではないですが、どうしても子どものためだとか、教育のためというようなことで、寄附金をいただいているようなケースもございます。現状、基金につきましては、子どものための寄附金というところが基金に入れるところがございませんので、そういった科目というのが、やはり子どものために使うということであれば必要になってくるのではないかというふうに考えてございます。

また、基金を活用した事業等についてでございます。こちらにつきましては、処分の例といたしまして、四つ書かせていただいて、その「など」というようなところの部分もありますが、こちらについては子育て支援課、また教育委員会の事業、取り組みだけではなくて、例えば環境ですとか、交通安全・防災など、他の課などの分野におきましても、子

どもたちにとって、環境体制づくりに向け、実施できるような事業につきましては柔軟に対応していけるように、この基金を活用した中で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 私は、その質疑は新条例でございますので、当日しっかりとやらせていただこうと思っておりますけれども、そういったことについて、きょうは多分子育て支援課を中心に職員配置がされているものと思いますけれども、当日はそのような質問に対して子育て支援課のみが答えるのか、やはりちょっと子どもといいますと、どうしても教育委員会という気持ちがございますので、その辺の体制を組んでいただけるのかということを確認事項として聞かせていただいております。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 副町長。

○副町長【栗原匡賢君】 いまの御質問というのか御確認は、新条例でありますから、常任委員会において説明員として出てほしいということだと思いますが、議会事務局と、説明員について、当然ふるさと納税ですと総務部局、それから子どもの学校図書については教育委員会ということで、ちょっと調整をさせていただいて出るということでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 はい、結構です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 ほかの委員さん、よろしいですか。

質疑を終了といたします。

議題（２） 平成 29 年度大磯町国民健康保険税の賦課税率等の

見直しに関する答申等について

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは、議題（２）「平成 29 年度大磯町国民健康保険税の賦課税率等の見直しに関する答申等について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。どうぞ。

○町民副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻です。

町民課からは「平成 29 年度大磯町国民健康保険税の賦課税率等の見直しに関する答申等について」説明をいたします。

資料の 1 ページをごらんください。こちらは平成 28 年 11 月 2 日に、大磯町国民健康保

険運営協議会会長から提出された答申書の写しになっております。前回の福祉文教常任委員会協議会でも御報告させていただいたとおり、平成 28 年 5 月 18 日に、町長から国民健康保険税の賦課税率等の見直しについて答申を行い、4 回にわたり御審議いただき、11 月 2 日に答申を受けております。答申書は表裏で全 2 ページとなっております。

では、こちらの答申の内容について、概要を説明いたします。

資料の 3 ページをごらんください。1 番「答申の概要」です。①と②については、前回の協議会でも御説明をしております。

①「見直しの期間」は、従来 3 年ごとに行っておりましたが、平成 30 年度に国民健康保険保険者に神奈川県が加わる新制度がスタートするため、平成 29 年度のみ対象となりました。

②「賦課方式の見直し」です。新制度において、神奈川県は資産割は採用せず、所得割・均等割・平等割の 3 方式を採用することを受け、新制度へのスムーズな移行を目指し 3 方式となっております。

③「賦課割合の見直し」です。こちらについては、前回の協議会では御報告していなかった部分となります。国民健康保険の賦課方式には、内訳として、応能割と応益割があります。こちらのページの下の方に、※ 1 で示させていただいておりますとおり、応能割とは所得割のことで、世帯の所得の大きさにより税額が高くなるものでございます。一方、応益割については、※ 2 に記載してありますとおり、均等割と平等割になります。所得にかかわらず、人数、世帯により一定額を御負担いただくものです。国民健康保険の新制度に向けた神奈川県での会議の中で、この均等割と応能割については配分にこだわる必要がなくなったとのことで、現状維持とさせていただきます。4 ページをごらんください。

④「国民健康保険税率・税額の見直し」です。こちらは、実際に答申された税率・税額と現行税率・税額の比較表となっております。まず、A「医療給付費分」を、上から下に ごらんください。イにあります「資産割」をごらんください。先ほど 3 ページで御報告させていただいたとおり、ここでは資産割 10%だったものを廃止としております。平成 28 年度現在、この資産割では約 3,500 万円の納付がありました。その分が廃止になりましたが、A「医療給付費分」の合計額が不足にならないように、アの「所得割」、ウの「均等割」、エの「平等割」を、それぞれ税率税額をふやしております。

続きまして、B「後期高齢者支援金分」、C「介護納付金分」です。また、C「介護納付金分」については、前回の協議会でも説明させていただいたとおり、負担すべき年齢

層は40歳から64歳の介護保険法上の第2号被保険者になります。BとCについて、現行税率のまま計算した場合、B「後期高齢者支援金分」では必要額に対し約70%、C「介護納付金分」では約67%しか収納できていないことがわかりましたので、今回の見直しでは、いずれも改定後には同じ割合になるようにそれぞれ改定を行っております。

続きまして、5ページをごらんください。2「負担のイメージと低所得者への対応」です。隣の4ページに示して載せています表を図で示しますと、こちらのイメージ図のようになります。4ページで、ア「所得割」を示していました。所得に対し一定の率を掛けますので、このイメージ図にあるとおり、所得が右に向かって多いほど矢印は斜め上に向かい負担はふえていくこととなります。今回はこの負担の傾斜が少し上昇しております。ウとエ、「均等割」と「平等割」については、所得にかかわらず、負担していただきますので、このイメージ図では台形の土台の部分となります。所得がふえてもこの部分はふえません。本来この均等割と平等割については一定額ですが、低所得の方については国・県からの負担金に町の一般会計も投入をして軽減を図っております。その軽減が、この図にありますとおり、世帯の所得によって3段階に分かれております。一番所得の低い世帯では7割軽減、つまり実際に負担するのは本来額の3割になります。その次の区分では5割軽減、つまり実際負担するのは本来額の5割。その次の区分では2割軽減、つまり実際に負担するのは本来額の8割という対応を行っております。具体的な所得の基準はこのページの下段にあるとおりになっております。

続きまして、次の6ページ3「具体的な計算例」をごらんください。まずは「一般的な現役世代に該当する世帯」について御説明いたします。ここでは世帯主45歳、給与収入400万円、配偶者38歳、給与収入100万円と、お子さん一人の世帯を想定して計算の仕方を示しております。まずA「医療給付費分」の計算の仕方です。一番最初、ア「所得割額」です。世帯主の給与所得から基礎控除33万円を引き、そこに所得割率を掛けて13万2,810円。配偶者にも同じように計算をし1,140円。二人合わせて所得割額は13万3,950円になります。続いて、イ「均等割額」です。この家族は3人なので、均等割額を掛けて6万6,000円。最後はエ「平等割」で一世帯に月2万7,000円。100円未満を切り捨てて、この三つの小計は22万6,900円になります。

続いて、B「後期高齢者支援金分」の計算です。まず、ア「所得割額」です。医療給付費分と同じように、世帯主と配偶者の所得に基礎控除を引き、そこに所得割率を掛けて合計5万8,750円。続いてイ「均等割額」3万3,000円。平等割はありませんので後期高齢

者支援金分の小計は9万1,700円になります。

次は、C「介護納付金分」です。この世帯の介護納付金の分の該当者は世帯主のみです。ア「所得割額」、この部分の該当者の分だけですので、4万8,930円。均等割分も一人分のみで1万1,500円、小計で6万400円になります。ABCの総合計である37万9,000円が年間の国民健康保険税になります。

続きまして、7ページをごらんください。こちらは低所得者への対応である「軽減に該当する世帯」の保険税額の計算の仕方です。いずれも年金収入の高齢者であり、所得換算にするとゼロ円となる世帯の場合です。まずA「医療給付費分」の計算の仕方です。ア「所得割」、お二人とも所得に換算するとゼロ円なので所得割はありません。続いてウ「均等割」、世帯の人数に本来の均等割額の7割軽減された金額を掛けますので、1万3,200円。エの「平等割」についても、本来の金額の7割軽減となった金額を掛けますので、8,100円になります。小計は2万1,300円になります。

続いて、B「後期高齢者支援金分」です。こちらもアの「所得割」はゼロ円になります。続いてウ「均等割」、ここも7割軽減のため6,600円になります。

次はC「介護納付金分」です。いずれも65歳以上なので、こちらでは該当になりません。ABCの総合計で2万7,900円になります。

続きまして、8ページをごらんください。ここでは国民健康保険運営協議会で、どのように税率の見直しをしたか説明をいたします。最上段の表をごらんください。こちらは国民健康保険税として必要な金額を示しております。医療給付費分では6億3,046万円。後期高齢者支援金分では3億104万7,200円。介護納付金分では9,463万円で、合計10億2,613万7,200円になります。その下の表をごらんください。五つの横に細長い表に分かれております。それぞれD欄の額にE欄の額を合計すると、上にありましたF欄の数字になります。E欄に示している金額は、各プランを採用した場合の一般会計からの法定外繰入額です。国民健康保険運営協議会の皆様にはこの繰入額と税率の上昇分を見ていただき、適正な割合を判断していただきました。法定外繰入額は一人当たり1万円程度になるように、プラン1から赤字解消までの全4プランをごらんいただきました。国民健康保険運営協議会の意見では、できれば値上げはしたくないとの御意見もありましたが、将来にわたり医療保険制度を維持していくためにという観点で、どの程度値上げを行うべきか熟考していただき、最終的に多数決でプラン2が7名、プラン3が1名ということで、プラン2に決定をしております。

続いて、9ページをごらんください。こちらは実際に今回のプラン2によって、現行との差額がいくらになるのか家族構成によりどうなるのかを示しております。

世帯1は6ページでお示しした「一般的な現役世代に該当する世帯」です。「所得割」「均等割」「平等割」ともに値上がりをしておりますが、資産割分がなくなった世帯です。改正前は36万1,100円でありましたが、改正後は37万9,000円となり、差し引きで1万7,900円の値上がりとなります。

世帯2は、「高齢者世帯」で、一人が64歳で介護納付金分の該当者であり、資産割はなしというケースです。改正前、改正後ともに世帯1よりは合計額は少ないものの、もともと資産割分がなかったことで値上がりの幅は世帯1より大きくなっております。

世帯3は、7ページでお示した「軽減に該当する世帯」です。高齢者世帯で持ち家があるケースです。このケースでは、資産割が廃止となったため保険税額は改正前より減少しております。以上のとおり、今回の改正では全体的に3.1%の改定率となっていましたが、世帯の状況によっては値下がりする方もあるということがわかります。

続いて10ページをごらんください。こちらは、答申にあたり大磯町に要望することとされた点です。大きく五つの御意見をいただいております。後ほどごらんください。

続いて11ページをごらんください。こちらは答申の内容とは全く関係がございません。所得税法の一部改正により、国民健康保険税の不足部分に追記することとなりましたため掲載をしております。所得税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に改正され、同法8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律の一部が改正されました。該当する利子所得、配当所得が所得税法上では分離課税に変更になりました。附則に掲載することにより、国民健康保険税の算定の元になる課税標準額に含まれることとなります。最終的に国民健康保険の被保険者の税額計算にはなんら影響が出ないこととなります。

説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 本議題は12月定例会へ提出が予定されておりますが、特に質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

質疑を終了いたします。

それでは、担当課の入れかえのため暫時休憩といたします。

(午前 9時57分) 休憩

(午前 9時58分) 再開

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 休憩を閉じて、再開いたします。

議題（3） 大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）の骨子について

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは、議題（3）「大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）の骨子について」議題といたします。送付されております資料に基づき、担当課から説明を願います。どうぞ。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 スポーツ健康課・山口です。

それでは、「大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）の骨子について」資料に沿って説明させていただきます。表紙をおめくりください。

1 ページ目をお願いします。まず1として「大磯町の歯及び口腔の課題と今後の取り組み」についてです。今回は、子ども・成人・高齢者という三つの世代に分けて、まとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、子どもについての課題ですが、(1)として三歳児歯科健診では、う歯、虫歯なんですけど、ある子は全体で15%です。(2)として小・中学校の歯科検診では、う歯のある児童生徒は50%と増加します。う歯、噛み合わせ、歯肉の状況から、受診が必要とされる児童生徒がおよそ30%から40%となってきます。また、よく噛まない児童、生徒がふえている状況にあります。今後の取り組みといたしましては、よく噛むことの大切さを周知するとともに、幼児、児童、生徒が正しいセルフケアを身につけられるよう、教育関係者と連携して取り組むことが必要と考えております。

次に成人についての課題については、成人歯科検診の受診者の中では、歯周病の治療が必要となる要精密検査率は60%になっております。今後の取り組みとして、40歳代で既に60%以上に歯周病の判定があることから、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な健診・保健指導を受ける機会をつくることが必要と考えております。また、歯周病は生活習慣病との関連性も高いため、生活習慣病予防とあわせて対策を進める必要があると考えております。三つ目の高齢者についての課題といたしましては、65歳以上の高齢者を対象に、質問リストによる調査を行った結果、町では全体の10%に口腔機能の低下が見られております。今後の取り組みとしては、噛む、飲み込む、口腔機能の低下は低栄養や筋力の低下につなが

ります。閉じこもりや誤嚥性肺炎の要因ともなり、高齢者とのかかわりに深い保健医療福祉関係者と連携して町民の口腔機能の維持に努める必要があると考えております。

2 ページ目をお開きください。2 「条例の制定の目的」です。健康づくりの根幹となる歯及び口腔の健康づくりについて、町の基本的施策を示し、町民の意識を向上させ、関係機関の責務を明確にし、連携を強化するために条例を制定してまいりたいと考えております。町の責務としては、歯科医師会、教育関係者、保健医療福祉関係者の責任を明確にして、連携強化の協力体制を構築してまいりたいと思っております。歯周病予防と糖尿病、生活習慣病予防と関連づけて施策を進めてまいります。町民の役割としては、子どもの頃から正しいセルフケアを身につけます。かかりつけ医を持ち、健診・保健指導を受けるようにしていただきたいと思っております。歯科医師等の責務としては、世代にあった歯及び口腔に関する保健医療を提供していただきたいと思っています。町民がみずから取り組むセルフケアを支援していただきます。教育関係者及び保健医療福祉関係者の責務としては、それぞれの立場において歯及び健康の健康づくりに積極的に支援していただきたいと思っております。

2 ページの3 になります。「他市町村の動向」です。神奈川県が歯及び口腔の健康づくり推進条例を平成 23 年 7 月に施行され、各市町村が条例化している状況です。

続きまして、3 ページの4 「大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）骨子」です。この条例は、理念条例として作成いたします。町が進める「おあしす 24 健康おおいぞ」事業などで、町民と接している中で、感じていることを前文として、「目的」「定義」「町の責務」「町民の役割」「歯科医師等の責務」「教育関係者及び保健福祉関係者の責務」「基本的な施策」「実施計画」の構成で、条例を作成していきたいと考えております。今後のスケジュールについては、10 月のスポーツ健康審議会に諮問いたしました。今後、答申をいただきまして、12 月にパブリックコメントの後、条例案とし 3 月に提案してきたいと考えております。

説明は以上となります。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 3 点質問します。

まず 1 点目は、2 ページの「条例作成の目的」のところに、「歯科医師等の責務」、また

「教育関係者及び保険医療福祉関係者の責務」とございます。いま骨子ということの段階で、これからパブリックとかをとって、また答申もかけていくというところですが、特に今回の条例においては歯科医師会の御協力等が密接に必要であり、また子どもの面という、教育関係、そして今後の高齢者の皆様への関係でいえば、保健医療の関係等が、やはりしっかりと御協力体制といたしますか、町のみでなく、やっていかなければ、この条例の目的は果たせないと思っております。いまこの骨子作成にあたってまで、そういった方々の連携、また協力体制がどのようになっているのか。また、今後さらに、骨子からしっかりと条例策定をする、要するに議会に上げてくる段階までにおいても、さらに強くそれを求めていかなければならないと思っておりますけれども、その辺の状況はどのようになっているかを一点聞かせてください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 スポーツ健康課・山口です。

いま現在、骨子の状態ですけど、この状況をスポーツ健康会議のほうに諮らせていただいたり、大磯町保健医療連絡会のほうで、歯科医師会さんとか医師会さん、薬剤師会さんとかが入っている会議の中でも御報告させていただいております。その中では、当然ですけど、歯科医師会さんのほうからは、全面的に協力していただけるということの御発言もいただいておりますので、歯科医師会さんからは頑張ってくださいという御言葉をいただいております。また教育関係者につきましては、今後このような条例をつくっていきますというところを説明して、当然のことながら学校に協力を仰ぎながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 福祉のほうは。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 福祉関係者におきましても、例年おあしす24健康おおいぞなどでも、介護の事務所さん等とも結構関連性を持っておりますので、その中でそういう方たちにもこういう条例をつくりますってことを御報告しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 では、ここの関係者の皆さんへの、最初の協力体制といたしますか、こういったことの町の考え方、そしてその関係者の人との考え方

というものについては、協力連携体制ということで、きちんとできた上で制定ということに行くということを確認させていただいたので、そののところ、さらにほんとに条例を提案するにあたっては、責任のある答弁を今度は求めていきますので、よろしく願いをしたいと思います。

では次に、2点目の質問に移らせていただきます。2点目は、他市町村の動向についてお聞きします。神奈川県として、この推進条例というものはあるわけで、これも理念条例だと記憶しているんですけども、その中に先ほど各市町村が相次いでこういった条例を各市町村でつくろうという状況はどういった形でこういうことになっていくのでしょうか。やはり神奈川県の中で、特に大磯町規模でありますと、保健福祉に関するのは平塚保健事務所管内ということでございますので、神奈川県の中でやっていくのかなという、いままでのケースがございますけれども、各市町村でこういう動向になっていること、また大磯町はそれに続いてといいますか、さらに大磯町もやっていくという、この市町村の動向につきまして、どのような分析で骨子案をつくっているのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、担当。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 スポーツ健康課・山口です。

まず、神奈川県が条例を制定したという背景の中には、この歯と口腔の保健の推進に関する法律が定まって、その後に制定したわけですけど、他の市町村の場合、この歯と口腔が大切だということで、議員提案のほうで各市町村さんはこの条例案を進めてきて制定しているところがほとんどのところですよ。町といたしましても、今回は町の提案ということで進めさせていただいて、いまおるところの状況でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 では、それに対しての確認ですけども、神奈川県さんの推進条例のみならず、各市町村がつくらなければいけないということを町が考えた理由は何ですか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 町といたしましても、条例の制定の目的のところを書かせていただきましたけど、きちんと歯というところが健康に対する源だということを認識しておりますので、その点から特に健康に対する歯と口腔の大切さを皆さんに知っていただきたいということと、歯科医師会さんと連携して、きちんと町の歯の大切さとい

うところを条令化して、関係機関と協力しながら進めてまいりたいと思って条例を提案するところでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 わかりました。

次に3点目の質問に移ります。3点目は、3ページの骨子案の一番最後、「実施計画」と、先ほどを口頭でお話されておりましたスケジュールの関係ですけれども、この後やるんでしようけど、大磯町スポーツ健康増進計画、これが28年度末策定予定ということと、それから、いま骨子でありますこの推進条例が3月提案ということに対するこのところの関連性というか、スケジュールの関連性について説明を求めます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当、どうぞ。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 スポーツ健康課・山口です。

まず、仮称ですけれども、大磯町のスポーツ健康増進計画というものをいま作成中で、その経過をこの後説明させていただきたいと思っています。その中でも、特に歯と口腔の取り組みについてというところは、骨子の中にも書かせて、経過が骨子の中にもございますけど、ちょっと力を入れて、条例との整合性を図りながら計画のほうをつくっていききたいと思っております。

以上です

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 いま答弁にもありましたように、私、大磯町が口腔条例をつくることは、決して悪いことだと全然思っておりません。いいことだと思っているほうです。しかしながら、そのスポーツ健康増進計画というものが大磯町はしっかりとあります。この計画の中に、口腔ケアの話も入ってくると思うんですけど、そこをあえてこう横出しといいますか、強く打ち出してこの口腔健康づくりのほうを出していくという理由をはっきりと、この計画がある一方でまたこの計画とあわせて、なんていうんですか時期的にあわせてくるっていうことも含めてどういう感覚を持っているのか、そこを聞きたいんですけども。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 スポーツ健康課・山口です。

まず、歯と口腔の健康、歯及び口腔の健康づくり推進条例というものが、3月の条例制

定になってしまうというところと、それにあわせて、大磯町のスポーツ健康増進計画も3月の作成になってしまうところがあるんですけど、基本的には、もしかしたら先に条例をつくった後に、きちんと計画を定めていくのが筋だとは思っておりますけど、今回改定の計画の改定の時期で、新しい計画を作成する中で、歯の大切さとか口腔の大切さをきちんと、この計画の中で謳いながら作成していったら条例との整合性を図っていきたいと思っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 整合性もそうですけれども、あえてそこを横出しというか、ここをしっかりとやることに対して、町はしっかりと意義を感じているということによろしいですね。よろしいですねと、私は思っております。

そこで、もう少し。時間がないので、次の質問に移ってしまうんですけども、ここでちょっと心配しているのは、これは理念条例でありますので、理念だけで皆さんがそう思ってください、また広報活動含めて、町広報やホームページ等で済むので、ということであればよいんですけども、実際に例えば、この条例によって歯科医師健診を多くするとか、町のそういった特別教室で講演会をやるとか、もっともっとう力を入れて、本当にやる気ならば、ある程度の経費、予算というものが必要だと思うんですけども、この時期が3月提案であると、当初予算の関連が、ちょっと私、心配しております、この条例だけでも12月に出さないのかなとずっと思っていたんで、その辺あえて、やはり3月の議案で大丈夫で、そういう予算とかの関係も含めて問題ないと。この理念条例ではあるけれども、あえて町がそれ以上にスポーツ推進条例もあるにもかかわらず、横出し縦出しするということは、それだけ力を入れるのであれば、それだけの経費等も考えているのではないかと考えていたんですけども、これがこの時期で大丈夫で、その辺のことをどう考えているのか、聞かせてください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 スポーツ健康課・山口です。

基本的に理念条例ですけど、議員のおっしゃるとおり、いま予算編成の時期でして、その辺は予算の中に、盛り込まさせていただいているんですけど、それは今後の予算審議の中で、いろいろなこととお話して認めていただいた後の予算の経費だと考えておりますので、いまのところは、担当課としてはこの条例ができた後の、いろんな周知活動とかも

予算の中で考えて、予算計上はさせていただいてる状態です。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 ほかの委員さん、いかがですか。

議長。

○議長【吉川重雄君】 いまの説明を聞いていると、子どもたちのことがすごく載ってるんだけど、この中の協力関係者の中に、歯科医師と教育関係者、福祉関係者があるんだけど、学校の教育関係者っていうのはどういうふうな考え方で捉えてるのかな。それを知りたいんだけど。ただ協力者なんていうふうなことじゃなくて、一番子どものことをわかっているのは現場ですので、その関係のところからの、何でもっと早くつくらないの。だってもう5年前に県がつくっているんだよね。それなのにずっとやってきて、どっちかという、5年目になって、まだ市町村で寒川・茅ヶ崎・大和・藤沢だけだったけれども、何でそれだけ大切だというふうに現場も思っているならば、早くつくってほしいという、そういう御意見は出てこなかったの。それだけ聞かせてください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課長【山口信彦君】 スポーツ健康課・山口です。教育関係者というところだと、やっぱり現場の先生方に一番協力をいただかなきゃいけないところだと考えております。条例制定の時期ですけど、この条例的には、確かに23年に県がつくった後、歯科医師会さんのほうからもつくっていただきたいというお話とかもたくさんいただいておりました。その中で、今回条例の提案という形になったんですけど、基本的に平塚市さんとか、そういうところの動向を見ながら考えていた状態で、ちょっと遅れてしまったことはいまの状況に至っているというところなんです。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 議長

○議長【吉川重雄君】 その状況はよくわかるんですけども、現場をいま言われたんで、先生方から子供たち、やはり歯のことについては相当しっかりとやってもらわないと健康にすごく影響するよっていうのは現場の先生方が一番よくわかりますので、その辺のところからこの3月に理念条例ですけど、理念条例だけつくったって、全く僕に言わせると意味はないんだよ。実施計画というかね、そういったものをしっかりと。エネルギーのもそうでしょ。つくったんだけど、理念条例をつくっただけで、その間にもう言ってみれば問題が起こっていたんでね。それとは多少ちょっと違うんですが、これについても僕も最近

歯が非常に悪くなっているところへ行っているんですけども、そうすると年をとって歯っていうよりも、小さいときから歯のことをちゃんと知っておくのは、すごく大事ななどいうのを感じていますのでね。ぜひ学校の現場のところの声もすごく取り入れて、積極的に、実施計画というかな、実施計画よりも、計画なんかおれに言わせればどっちでもいいんだよ。計画なんかつくっていたらまた時間がかかるんだから。要はすぐに子どもたちが、お母さん方、父兄がわかるような、そういったものにしてほしいね。それぜひお願いしますよ。それはすごく大事なことから。理念条例ならすぐ出したっておかしくない話だよ、僕から言わせれば。その辺のところ、3月ということですので、まあそれはそれでいいんですけど、実施計画を実施することについて、即そういったものをしっかりとつくっていただきたいなと思っています。私なんかもあと何年で亡くなって、地面のほうに行くほうですけども、これから世の中に育っていくにあたり、いまの子どもたちをしっかりと、歯の健康っていうのはここにも書いてあるけど身体全体の健康ですよ。そういうふうなこともすごく大事なっていうのを年をとって感じるんですよ。だから、その辺のところをしっかりとやってほしいと思います。ぜひ実施のほうに計画を素早くやってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部長・佐野でございます。

いま議長のほうから、御質問と御意見のほうをいただきました。ありがとうございます。こちら、歯及び口腔に関しましては、町におきましては、既に神奈川県の方の条例の制定がございました。今回町の方の条例制定を目指しておりますけれども、担当職員はじめ、町全体の中で、この歯及び口腔に関しての重要性、十分認識しております。これに対しておあしす24健康おいぞをはじめ、保健師と職員が現場に出させてもらっている中で、先生方のお話を聞いている上で、町において今回条例制定をする中で、さらに推進していきたいという形になっておりますので、本来はこの条例制定が、例えば今回でなかったとしても、町はこの部分に関して力を入れていかなければならないということの認識は十分ありますので、今回こちらのお話のほうを進めさせていただくとともに、今後、実際にこの条例だけではなく、それが実際の事業として、いかに皆さんのほうに上手に反映できるか、十分担当のほうで検討して進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 関委員。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 1 ページの高齢者について、「高齢者とのかかわりの深い保健医療福祉関係者」って書いてある。これはどういう方を指しているんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当、どうぞ。

○スポーツ健康課副課長兼健康増進係長【吉田敏美君】 スポーツ健康課・吉田です。

こちらの保健医療福祉関係者、福祉については介護保険の事業所等を想定しています。保健医療については、私たち保健活動をする者などを想定しております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 介護保険の関係者。もう一回ちょっと説明してくれる。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 もう一度、お願いします。

○スポーツ健康課副課長兼健康増進係長【吉田敏美君】 スポーツ健康課・吉田です。

福祉の関係者は、介護保険の事業者で、実際ケアマネージャーだったり、地域包括のセンターの職員であったりを想定しています。保健医療のほうは、保健活動をする町の私たち等を想定しています。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 はい、わかったようなわからないような感じだけど、わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 よろしいですか。ほかの委員さん、いかがですか。質疑を終了いたします。

議題（４） 仮称大磯町スポーツ健康増進計画（案）の骨子について

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは、議題の（４）「仮称大磯町スポーツ健康増進計画（案）の骨子について」を議題といたします。送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。どうぞ。

○スポーツ健康課副課長兼健康増進係長【吉田敏美君】 スポーツ健康課・吉田です。

それでは「仮称大磯町スポーツ健康増進計画（案）の骨子について」御説明いたします。表紙をおめくりください。

1 「現行3計画の評価」についてです。大磯町の健康増進計画、食育推進計画、スポーツ推進計画の三つの計画について、推進会議等で進捗状況や中間評価とやってまいりました。

た。今年度7月に実施したアンケート、それから、平成24、25、26年に、早稲田大学による大磯町住民の健康づくりの意識や活動に関する調査の結果も踏まえ、関係課による各種事業の実績等から、スポーツ健康会議においても意見を伺い、三つの計画についての評価と、それに基づく総評と課題としてまとめました。アンケートについては、こちらの表記のとおり実施しております。

初めに大磯健康増進計画について評価のまとめをお話します。(2)自分の健康について、自分の健康状態について、「健康と感じている」と答えた人の割合は、平成22年度79.2%、平成28年度84.6%とふえています。反面、精神的な健康について聞くと、不良と感じている方がふえています。

2ページ目の(4)おあしす事業については、年々参加者、回数ともにふえていて、年間300回以上、述べ3,700人以上の参加をいただき、ここからなんですけど、地域の皆さんが健康づくりに対する意欲を高めてきているなど感じております。とんで(6)産・官・学連携事業としてロコモティブシンドロームの度合いを見るロコミル、アンチロコモ教室などが開催され、下肢、足の筋力増加についての効果を上げました。また、(8)国民健康保険の特定検診の受診率は、22.7%から29.0%にふえたんですが、各種がん検診の健診受診率は微増しておりますが、目標値との間には開きがある状態です。

3ページ目をお願いします。総評として、健康寿命の延伸を目指して、生活習慣病やロコモの予防について正しい知識を得て、食や運動について生活の中で実践しようとする人がふえてきています。おおいそ骨太体操やスクエアステップなど、町民が主体的に運動の楽しさを伝える活動も展開されています。展開されることで、健やかな暮らしを支える地域づくりを進める活動が生きがいつくりにもつながっています。今後の課題としては、さらに、生活習慣病予防や運動機能の維持についての意識を向上させること、また、自分自身の健康管理ということで、がん検診も含めて各種検診の受診率の向上、また、かかりつけ医を持つことなどを目指した取り組みが必要です。

続いて、「第2次大磯町食育推進計画」について評価のまとめです。(1)食育に関心のある人の割合は、30.5%から39.6%とふえています。(2)「共食」は、家族や友人など誰かと一緒に食事をするを言っていますが、休日の夕食を家族全員で食べると答えた小学生の割合は、65.9%から74.1%とふえました。また、(4)地場産品を優先して購入する人の割合も、37.3%から42.3%とふえています。

4ページ目をお願いします。食育推進計画の総評としては、食育に関する関心が高まっ

て、食を通じた家族や世代を超えた交流により、生活の質の向上が期待できます。また、学校と連携した取り組み、大磯レシピ等がふえたことにより、子どもから家族や地域へと食に関する情報発信ができるようになりました。

今後の課題としては、こちらも生活習慣病予防の観点から、朝食の大切さやバランスのとれた食生活を身につけるといふことの啓発が引き続き必要です。また共食についても進めていく必要があります。

最後に[大磯町スポーツ推進計画]について、評価のまとめです。(1)大磯町チャレンジフェスタ、子供のチャレンジスポーツ事業など、スポーツに親しむ機会をふやしています。

(2)スポーツ推進委員協議会の自主開催事業もふえています。イベントを支援し、気軽にスポーツに親しむ機会をふやしました。(5)小中学生の運動しない理由を聞いていますが、スポーツに興味がないと答えてきた人の割合がふえておりました。5ページ目をお願いします。(7)一般の成人では、運動しない理由は、スポーツや運動が苦手と、一緒にやる仲間がいないという答えがふえていました。(8)運動実施に意欲のある人の割合に対して、実際に運動習慣のある人の割合は少なくなっていました。スポーツの総評としては、身近なスポーツ活動の場として、学校施設の有効活用を推進したり、幼少期からスポーツや運動に親しむ機会を提供する、子どもスポーツチャレンジ事業等の充実が図られるよう今後も実施していきます。また、スポーツ推進協議会の活動などを通じて、気軽に参加できる事業を実施して、このような活動に参加することが健康づくりのための運動のきっかけとなり、また生きがいつくりにもつながっています。

今後の課題としては、アンケートの結果から、運動やスポーツに参加したいという気持ちと、実際にはしているという習慣になるまでの差があります。さらに誰もが気軽に運動やスポーツを楽しめるような環境づくりを推進していく必要があります。また、ビーチ、砂浜などを活用した大磯町独特の環境を生かした取り組みも、さらに進めていく必要があります。

6ページ目をお願いします。2「現行3計画と、いま改定作業をしている(仮称)大磯町スポーツで健康増進計画の関係について」です。

三つの計画の、いまお話ししました評価や課題などから、食を通じた交流やスポーツを楽しむことにより、生活の質の向上、生活習慣病やロコモの予防、自分自身の健康管理が健康づくりにつながる食や運動の取り組みによる健康寿命の延伸、健康づくり、食育スポーツ推進をすすめる町民の活動やスポーツのイベントに参加することなどによる生きがい

づくりを進めていくという共通の目標が明らかになってきました。この三つをまとめる形で、(仮称)大磯町スポーツ健康計画としていくものです。現在、計画の名称については仮称となっておりますが、スポーツ健康会議の中で町民にわかりやすく親しみやすいものにといいことで現在検討中です。

続いて、3「スケジュール」について、現在11月ですが、今後は庁内の関係課の意見集約の後、第3回スポーツ健康会議について計画案を完成させ、パブリックコメント最終第4回の会議において計画案としてまとめてまいります。第4回でスポーツ健康会議について答申をいただく予定にしております。先ほど説明のあった大磯町歯及び口腔の健康づくりについても、計画の中で力を入れて盛り込んでいくことになっております。

最後に7ページをごらんください。計画(案)の骨子について図にしております。

基本理念は、先ほど三つの共通の目標があるということ、わかりやすくこれからあらわしていきたいと思っております。三つの目標である生活の質の向上、健康寿命の延伸、生きがいづくりについて、それぞれの分野から導き出された項目をこの図で整理しております。現在のところ、このような骨子で計画案を策定途中でございます。引き続きスポーツ健康会議を中心に検討してまいります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 これは本会議場にのらないよね。

じゃあちょっとお尋ねしますが、この何だかわからない、正直言って、ああそういうのあるのかなっていう話だけど、大磯町健康増進計画、大磯町食育推進計画、大磯町スポーツ推進計画ね。今度のは、大磯町スポーツ健康増進計画でしょう。こんな、なんたらかんたらの計画ってばっかりつくっているけど、どれほどの役に立っているって評価あるのかい。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課副課長兼健康増進係長【吉田敏美君】 いまの三つの計画が、うちの課の事業のもとになっているということで、事業の展開と基づいて行うんですけども、実際、町民の方から見ると、計画について知らない方はとても多くて、一つにまとめてからわかりやすく周知していくことで、特に町民さんの活動、生きがいづくりというところも観点

に強く出しますので、周知とか理解を求めるようなことに力入れていきたいと思います。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 現実的なことを言うと、例えば私が住んでいるアパートの大家、今朝も東部地区はごみを出す日だけど、いまから1カ月ほど前だったかな。私がプラスチックごみを入れていたわけだ。洗わない汚いやつだからね。燃す方に入れた。いまの平塚の焼却施設での処理の仕方からすると売電するということだから、ある程度のカロリーが必要なんだよね。はっきり言ってプラスチックをごみ分けるよりも、平塚は分けてないんだから、そんなもんばんばん入れてカロリーをふやしたほうがいいに決まっているんだよ。そのほうが熱量があってよく出るから。ところがその大家は、あのアパート建てて何年経つか。多分もう25年とか、多分それくらいの年数は経つと思うけど、私がそういうのを一緒に入れたら、柴崎さんそれはプラスチックごみでしょって。何だよって。4月から5月だかいつだかは忘れたけど、ちょうどそれ言われたときの半年ぐらい前に、広報に汚れているプラスチックごみは燃えるごみのほうに入れてくださいって。それで、そんなことさえ周知されてないんだよ。はっきり言ってプラスチックごみは全部燃してしまったほうがいいくらいだよ。なぜかっていったら、もうダイオキシンなんか出ないように設定されているんだから。カロリーがあることが重要で、そこからエネルギー取ろうっていうのが政策なんだから。ところが、そういうことさえ知らない。そういうことからすると、この大磯町健康増進計画とか食育計画とかスポーツ推進計画が、いまほとんど町民は知らないって言っているけど、だってこれなくたって生活できていけるんだもん。いま聞いていてつくづく思うけども、無駄だよ。はっきり言って、その課ないほうがいい。課があるからこの仕事をつくっているんだって言われたら、正直言って税を納めるほうの住民からしたら、えらい迷惑だよ。全然役に立ってない、何にも。この条例がなんでつくられたかも知らないし、見ようとも思わない。なぜかって言ったら、必要ないと思っているから。そこへもってきて、今度、大磯町スポーツ健康増進計画だ。ふざけたこと言っているなど。これが仕事かと。

私がいまから6年ほど前に、町長選に出て、その半年後の議会の選挙に出て落選して、その間の間だったかな。ちょうど、2011年の3月11日の東日本大震災のときに、ちょうど国会中継を見て、この話は何回もしているけど、うちで寝転んでテレビ見てたら、国会ががたがた揺れてるんだよね。あ、東京、地震だと思って見ていたら、そのうちに、こっちも揺れ始めて、尋常じゃない揺れ方で、こりゃまずいわと。横に寝ていた、ベッドに寝

ていたお袋に、おれちょっと買い物に行ってくるよと表へ出たら、知らないうちにもう旧平塚の国道、あの旧国道のことを旧東海道本通りって言ってたかな。いま国道から市道に移管されてね。人がぞろぞろ歩いていて、何かイベントでもあったのかなって。そのうちに大磯に近くなるにしたがって、買い物から帰ってくるときにね。あ、これ、電車が止まっているから歩いているんだって、そのとき初めて気がついたのね。何が言いたいかというと、その4年間の間、落選中の、ほとんど買い物に行くってたら、電動アシスト自転車。雨の日は表には出ない、ほとんど歩かない。建物があればエスカレーターかエレベーターってやったら、私、まあ皆さん知っているからあれだけど、東大の病院に行くのに御徒町とか上野から歩いて東大病院に行くのに、最後になったら、30メートルくらい歩いたら、足が痛くて歩けないんだよね。それでその場で、1回かがんだりすれば治るんだけど。いまは別に、普通の日常生活やっているから、何のことはなくなりました。最近、停電でエレベーターとか止まって閉じ込められることがよくあるので、これはおれが大磯町役場のエレベーターの中で閉じ込められたら、だれもきつと、柴崎だから1時間で助けるとこ2時間にしようよと思われるのがしゃくなので、最近ほとんど、ぜいぜい言いながら、うちからかけてこない限りはエレベーターに乗らずに階段で上がるようにしています。そうすると必要に迫られて、日常生活していたら何のことはないの。さっき議長が歯が悪くなったって。おれも歯が悪くなってきたなって感じは自分でもすごくしているんだけど、要するにこの計画をつくったって、本当にこのとおりにいかないようなためにやってるようなもんだよ。これ、いま捨てちゃったとして、なくしましたからって言って、だれも何もこまらない。そうすると、本当に健康で生きていてもらうための措置って、何をしたらいいのかなっていうことは、改めてやっぱり考えてみると、これが町民のところに市民権を得てないのは、これが全然、町民にとって必要だって思いがないからだよね。ごみ処理一つとって、プラスチックごみはプラスチックごみで、いまだに分けている人がいるわけだから。そういうことを考えると、ほんとに必要なことと必要じゃないことを、やっぱり峻別して。先ほどまでの条例については、本会議場でしゃべる機会があるということだから、それで処理させてもらうつもりだけど、改めてこの健康増進計画をできて、従前の計画でさえ周知されてないのにどんな効果があるの、これをつくって。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部長・佐野がお答えいたします。

今回三つの計画を統合する計画ということでございますけれども、既に現計画、三つご

ざいます。それぞれ国の法律に基づいて、市町村には努力義務が課せられた中でつくっておりますが、大磯町の場合におきましては、それぞれ5年、4年、3年と時間が経過する中で、本日担当のほうから説明をさせていただいたとおり、評価のまとめですとか、総評ですとか、課題のほうが見いだされております。多くの町民の皆さんが、こういうふうな計画を十分認識していないのではないかというふうな、担当からの説明もあってしまいましたが、正直なところ、この計画を進める中で見出された課題っていうのが、町の中で次の計画、次の事業に反映して、行っていくっていうのが、私たちの取り組みの根幹となっております。多くの皆さんが、町民の皆さんが健康で生活していただいておりますので、直接は必要ないというふうなお話かもしれません。ただ、将来的に皆さんが健康を害してしまうことが極力先送りになるように、町のほうの計画というのはつくらせていただいておりますので、今回新たな計画ができましたら、いま柴崎委員のほうからもお話があったとおり、むしろ、多くの皆さんに知っていただけるような努力というものを、町のほうもしていきながら、十分に充実した内容のものを制作していかなければならないというふうな意見でございます。よろしく願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 さっきも言ったように、いまから6年前だとすると私が53歳のときだ。53から57歳くらいまでが、うちでぶらぶらしていたとすると、そのとき本当に30メートルも歩けなくなっちゃうような自分がいて、これは本当にまずいなと思ったんだよね。ところが、そのときも、さして感じないんだよね。歩きたくないんだから、平塚駅まで自転車で行くとか、なんていったって自転車だよ。なるべく歩かないんだから。それで、朝の混んでいるときだから即グリーン車だ。絶対に座る。それで御徒町の駅に着いて、初めてそこで降りて歩かなきゃ、ま、タクシーに実は乗っていたりもしたからあれなんだけど、あるとき歩いたんだ、時間がなくて、もうタクシーもないし。そしたら要するに、30メートル歩いたら足が痛くて動かない。要するに何が重要かって言ったら、日常生活をしていくことが、例えば退職しても、日常生活をいままであなたがしていたのと同じような生活をしなさいよとかっていう標語で、あそこに大隅先生立派ですって垂れ幕を立てるんだったら、その横に何というかな、要するに退職したからってあなたの人生は終わりじゃないから日常生活していきなさいよと、いままで従前どおりで変わらずと。その標語のほうがよく役につくよ。こんなことよりも。自分の経験からして。実質、何が重要かってことを考えたら、それじゃあ、これはおれは死ぬなと思ったね。30

メートル歩いて足が痛くなった時。うちの中で、何かやっても、何で足が痛いかわからないんだよね、すぐ休んじゃうから。改めて、日常生活がどんなに重要なことか、それができるのがね。ある意味でロコミルを町長がされているのも同じような意味だと思いますよ。私の母も表に出なくなって、買い物もしなくなって、転んで肩の骨を折って、そこからやっぱり坂道転げ落ちるように、やっぱり悪くなっていくみたいなことを感じていますからね。だから、いかにして日常生活の中に表に出て、普通に足を使って運動するよということを、せっかくお医者さんの資格のある人が町長をやっているんだから、何かもっと効果的な何かがあると。ロコミルやるために集まりなさいとか。ロコミルでやるために集まりなさいって言ったって町民は集まらない。そこに行くまで電動アシスト自転車だよ、はっきり言って。だったら歩いていくことのほうがいいよとかということ、真実わからないと、現実にはごみのプラスチックごみでさえいまだに分別して出しているんだよ。それで大磯町のカロリーが決まって、大磯町のごみは、おそらくカロリー量がこれだからと言って、高い金額を払わされるわけだ。それ考えたら、やっていることが真実そのためにやっていると思えないくらい地に足がついてないと私は感じているのね。この計画もう全部廃止して、この何とか計画。もちろん必要な計画はありますよ。私が議員になったときに、鈴木京子議員から、この計画はすぐに廃止しなさいと言われた計画は、二宮の、もう亡くなっちゃって議員につくってもらったんだよね。それは、ごみ処理で、ある補助金を得るためには、その計画がその自治体にないと補助金は出しませんよってというような計画だったの。担当に言って、その計画つくれって言ったら、それを委託して来年だっというのね。じゃあ、どんどん遅れていくばかりだから、よその計画と真似でもよければ補助金が出るっていうんだったら、こっちがつくって、それ採用したって、おれがつくるわけにはいかないよね。大磯町に採用する契約を。ところが、民主党政権が終わると同時に、その計画があっても補助金は出ないなんて言って。補助金を得なきゃいけないために、計画がなきゃだめよというのはよく行政にあることですよね。それは、なぜかといえば、大切な税金を使うんだから。けども、本当に健康を考えるとということから言ったら、この計画、三つの計画も要らないし、改めて、新たに計画している計画も僕は要らないんじゃないかなと思うんですよね。なんか楽しみにのせるとか、日常生活の必要にのせるとか、そういうことをして、実はそれが健康に結びついているんだよってというような感じの、啓蒙活動のほうがまだなんかましなような。計画をつくったから読みなさいよ、それじゃあ人間は健康にはならないよね、きっと。だからもうやめて、こういことは。こういうこと

に時間を費やして会議をするのはやめたほうがいいよ。ほんと、心の底から僕は思う。もう全く効果もないし、意味もない。ここでやることの時間。私が何を考えているかって言ったら、本会議場でしゃべらないんだったら、いまやらせていただきますよって話じゃん。これも何とか計画で、最後に条例ってつけてくれたら本会議場で徹底的にたたきたい。ということで、私は全然無駄だと思います。もうはっきり言って、すぐやめていただいたほうが時間の無駄にもならないし、紙の無駄にもならないし、そのほうがよっぽど町民生活の真実に一步近づくような気がします。もういいです。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】　いま、日常生活が大事だということをおっしゃった。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】　いやあ、もう価値観が違い過ぎて、話にならない。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】　そして生活の質の向上ってということで、QOLを上げるということで、その答弁を少しいただいたほうがいいですか。町があるかどうか。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】　もういいって。価値観が違うんだから、しょうがないって。人間に対するとか、生活に対する。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】　よろしいですか。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】　いい、いい、絶対いいよ。もう言ったら、またそれに対してなんか言わなきゃいけないよ、もういいよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】　議長。

○議長【吉川重雄君】　私、柴崎さんののも一つの考え方ですけど、これ聞いていて、やはり計画をつくるためのアンケートだとかやったじゃないですか。それで、いまこれ総評と今後の課題ってあるでしょ。これをぜひ町民にお知らせしてほしいの。そのほうがすごく大事だな。計画をつくってそれ出したって、いま柴崎さんが言われたとおりの形、町民ってというのは計画なんか、なかなかそんなのよくわからない。でも、アンケートをやって、いま課題がこういうことがあって、こういうふうなことになっているよ、でも課題はこうだよというふうなところ、だから今後町はこういうところに力を入れますと、そういう広報を、町民にPRをしてほしいなという思いは、聞いていてすごく感じたの。その辺のところをもっと積極的に、広報にただただ1年中、動向だなんだかんたんなて出すよりも、こういうものをやっぱり出す特集もあってもいいと思いますよ。そのほうが町民は

見る。僕はそれすごく感じた。そういうことをちょっと言ってくるので。ぜひ、計画ももちろん、計画は計画でつくった。なんでつくるのかっていう、その理由を町民が知っていると、ああそうかと。じゃあ、それで行くよというふうなことになると思うけど、ただつくった計画だけを知っても、町民はなんだかよくわからないと思う。本当にそうだと思うよ。このアンケートの結果の総評と今後の課題、これ、町民が見ると、ああなるほどなど。じゃあ、おれもちょっと歩こうよとか、草でもむしるかとかいうふうなことに結びついていくと思います。そうじゃないと、高齢者になったら大変ですよ。その辺のところ、行政も、計画作るのが、柴崎さんの言うのも一理あると思いますので、それは僕はそういうことも感じます。よろしく願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 まず、担当課から。

○スポーツ健康課副課長兼健康増進係長【吉田敏美君】 スポーツ健康課・吉田です。

いまのお話を、すごく私も同じように感じました。先ほどの町民さん一人ずつがよく理解して、自分のものとして考えて行動しなくてはならないので、考えていただくきっかけをもっとたくさん出さなければいけないなと思っています。あと、何とか教室っていうふうに堅苦しくするのではなく、自然と参加できるような、運動するようなきっかけとかっていうのには、スポーツのほうにヒントがあるなというふうに感じておりますので、それは事業展開のほうに、ぜひ生かしていきたいと考えています。ありがとうございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 今度はまじめな話ね。基本的に行政というのは、何でその行政の色合いとか色彩が決まるかと言ったら、予算を町長が考えて、長の意志のとおり、その予算をちゃんと使ってね。それと、そういう形にする執行とか、その計画についての人事で、この人間だったらできるかできないかっていうのは、長く勤めるわけだから、それはわかるわけだ。問題は、この計画を使ってなんらかの予算措置してるって言ったら、例えば食育、学校の食育一つにしたってしてないんだよ、何にも。学校で、給食なんでやるの、3年生に言ったら、食育のために必要ですって言っていて。なんの食育のための予算措置をしてないんだから。予算使わずに、計画立てて食育です、それで計画ですっていう、このなんとか計画の紙だけ印刷して、何の意味もないよね。行政っていうのは、予算と人事でその色彩が決まって、どうするかっていうので決まってくるの。計画をつくったら、それでいいですなんてことは絶対にあり得ない。ということで、どうせこれもあれでしょ。予算措置何にもしないで、印刷代だけ予算措置の費用で計上して、

あとは備品でしょう。ティッシュとか。おれもときどき一階でティッシュもらってくるけど。どうせ、備品でつくって、はい、これで食育計画、健康増進計画ができましたって話でしょう、だよ。何にも、このための予算措置で、この増進計画を真実浸透させるための予算措置なんて一つもないよね。きっとそうだよ。いままでの三つは、三本は予算措置なんかしてないでしょ。この計画をちゃんを推進するために。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課副課長兼健康増進係長【吉田敏美君】 スポーツ健康課・吉田です。

予算措置について、いままでも、いまの計画に基づき事業展開しておりますが、ここでいろいろ関連性が見えてきたことを踏まえた予算措置ということで、事業の中でも予算要求はさせていただく方向です。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 要するに備品でしょう。備品と称して、消耗品と称して、ティッシュだとかボールペンとか、そういうのをやるってやつだよ。備品を、消耗品を発注するためには、そういう計画が必要かもしれないけど、改めて、本当にこの計画のために、何か町民にインセンティブを与えてでも、餌がここにあるよという感じで、その計画は何とか推進できて、ほんとに心の底からそうなるならいいけど、どうもあれなんだよね。最初の取っかかりの動機がそういうもんじゃないんだよ。こちらが感じるのは。改めてやり方をもうちょっと考えていただかないと、この計画のために職員が費やしている時間も、正直言ってこの課がわからないよね。何とか課がさあ、改めて。町長のつくった、その組織に難くせつけるわけじゃないけど、正直言って、この課がなくても、この課があっても従前から何も変わらない。なんか変わったことあるかって言ったら、何にも変わったふうに感じないよ。少なくとも、相模湾からの風向きは、課があるときも無いときも、全然変わってない。そう感じない。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 町長。

○町長【中崎久雄君】 いま、いろんな事例をもって、柴崎議員が健康、スポーツということ。まあ担当課の名前は、私が来たときから、スポーツ健康課っていう名前は、たしかあったと思いますが、その中で、町民の人が健康で過ごしていくため、いろいろ計画をつくってまいりまして、その中のこの評価というのを、お読みいただいたと思いますけれども、いろんなことがわかってきたわけです。柴崎さん、冗談半分に、これからはまじめな

話だとおっしゃいましたが、非常に町として、その中に含まれている話というのは見えてきております。じゃあ、予算は何をつけたか。おそらく機械を買って、自動車を買って、ああやってこうやって、そういうものではなくて、人がどう動いて、町民の方々にそれを喧伝していく、宣伝していく、認識していく。その方向性を定めるということは、やはり政策として、大きいことであろうと私は思うのであります。こんな小さな町、いくら考えましても、やはりみんなが健康になってくれない限りは、その扶助費というものに対して、じゃあ実行して、その扶助費の効果が出てきたか、そういうお答えに対しては、数字をもってなかなかあらわすことはできません。しかし、少なくともさっきロコモもそうですし、おあしすもそうですし、関心を持っていただくようなことは、町の中に出てきているかなと、私はそのように思います。以上でありますので、ぜひ応援していただきたいと、そういうふうに思います。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 最後に行政の全体としての、住民に対する考え方についてお尋ねしたいんですけど、同じような計画をこうやっていくつもいくつもつくられる。で、その計画を見て、町民は、条例なのか、条例じゃないのか、ただの計画なのかと思っているかもしれません。しかし、本来人間は、自由に好き勝手、何でもしてもいいからって言って、自分の年とったら年とったらなりに、自分の残された時間を楽しく過ごせればいいわけじゃないですか。何とか条例だ、かんとか条例だって言って、何とか計画だと言って、その計画にのらなきや、大磯町でつくっているのよって。こんなことしたからって何の意味もない。以前、違うことでも申し上げましたが、この国の交通行政も全くなってないでしょう。例えば、自転車は車道を走りなさい。そんなの、車道の道のほうが圧倒的に多いんだから、黙っていたって車道だよ。ところが、国家公務員の上級職をとった警察省の官僚は、自転車は原則歩道を走る。そうじゃない歩道を走っていい場合には、そこに標識をつける。いいのは標識業者だけだよ。圧倒的に世の中には人が人っこ一人歩かない歩道なんか、いっぱいあって、そこへ行くと、歩行者優先だけど自転車も走っていいってでてんだ。国道だって軒並みそうだ。そんなことないでしょ、だから。自転車が走れるところは、車道を走らないで歩道を走ったほうが安全だ。乗っている人自身が思うことはいっぱいあるんだからさ。わざわざそんな法律つくって、逆だよ。新宿とか渋谷区だけだったら、自転車は車道を走ってくださいよだ。全然問題ないわ。計画をつくったり、条例つくったり、はっきり言って、それが人間生活の根幹から揺るがす

ようだとかっていうんなら話はわかるけど、こんなむだな条例や法律だったら、それ知りませんって言って、逃れることができない以上、法律はないほうがいいの。人が人を殺しちゃだめよ。そんなの当たり前だったのに、だれかが殺したところから、しょうがないから法律にしたわけでしょう。なるべく規制は少ないほうがいいに決まっているじゃないの。第一、子育てしなきゃいけないと言ったって、どっかの町長、約束したじゃん。子どもを産まれる産科も持ってきますみたいなこと言ったって、何もやらないじゃない。子育てって何。子どもが生まれるところからじゃないの。それで何。今度は子育てのなんとかだつて、さっきもでていたけど、それはあれだ。本会議場でやらせていただくけど、規制はなるべく少なくしていただくほうが、そこが住みやすいかどうかという根幹から言ったら、住みやすいわけじゃないですか。このなんとか計画は、町長、もうおやめになられたほうがいいですよ。それは町長がいられるときにやったっていうことのアカシかもしれませんけど、それはもっと大きな意味で、全体にあの町長はすごかったねっていう評価を得られるかどうかは、それは町民の口に戸を立てるわけにはいきませんので、おのずからは評価をきちんと定めますって。最近では、私の知らない議会運営委員会で、今度は討論の時間まで制限しなきゃいけないって話が出ているらしいですよ。たいして長い時間やっているわけでもないのに。昔、だれかの予算案か決算案を反対するときに、目の前に高橋正克議員というのがいて、1時間しゃべっていたら、おい、まだやるのかよ、もういいだろって言われたときに、じゃあそろそろやめるかと思いましたが、そのときでさえ討論時間を制限したほうがいいなんていう議員は一人もいなかったですよ。ところが最近はそうじゃないですよ。これも今度の一般質問のときに出させていただこうと思っています。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 質問は。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 質問は、だから計画とかそういうのは、少なくしたほうがいいのに、だらだらむだな計画とか、むだな条例いっぱいつくって、町民の手足をがんじがらめに縛るようなことはやめたほうがいいでしょって。行政の一般論として、この計画じゃないけど言わせていただいているんです。どう思われます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部長・佐野でございます。

いま柴崎委員のほうから、柴崎委員のお考えとして、お話のほうをお伺いしました。町といたしましては、条例を制定する、また計画をつくらせていただくというのは、それぞれ目的を定めさせていただいた中で、やらせていただいている内容でございます。たしか

に議員の中で、そういうふうな御意見があるようでしたら、むしろ町といたしましては、極力多くの方に、町のほうが本来それぞれの政策、策定に向けて動いているという目的の部分をしっかり説明をさせていただいて、この計画、条例が遂行できるように対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 質問させていただきます。

この計画の4ページから5ページの、「大磯町スポーツ推進計画」につきましてのところなんですけども、総論的に課題的にも出ている中で、2点申し上げたいことがございます。

1点目は、去る9月17日の土曜日に、大磯中学校の地区懇話会というのが開かれました。そこでは、大磯中学校だけではないとは思いますが、中学校の部活動についての課題が出て、町長や教育長も御出席されたのではないかと考えております。その中で、やはりスポーツを始めるきっかけ、もちろん幼少期もありますし、小学校もあるかもしれませんが、しかし、大きな核になるのが、やはり中学のときにやってきた部活動。これが将来において、スポーツを継続的にやるきっかけになったり、その意識づけになったりすることが多いと私は思っております。この中で、いま中学校の部活動を維持するのに、子どもの意志があっても、子どもがやりたいスポーツがあっても、なかなかそれに対する指導者、専門的な指導者がいなかったり、また、中学校の顧問になる先生方が多忙な中で、いろいろな部活動をかけ持ちしなければいけない実態があります。この懇話会のときに、いろいろなお話がありましたけれども、まさに今回スポーツ推進計画の中に入れていただきたいのはその部分で、やはりほんとに小学校や中学校の子どもたちに、スポーツのきっかけをと、スポーツの意識をとということであれば、そのところの指導者、専門的な指導者であったり、ボランティアといいますか、気持ち的にその部活動を支援する、行動を一緒にしていただけるボランティアであったりとか、あると思います。特に指導者につきましては、そのあたりに対してしっかりと、これは今後、教育委員会とのやり取りはあるのかもしれませんが、ただ、部活動っていうのは、教育の学校教育だけでなく、区分が難しいというようなお話もありましたので、しっかりとこのスポーツ推進計画の中に、中学校の部活動に対する支援強化を、明言共に、また予算措置も含めて、しっかりとやっていただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部・佐野でございます。

いま坂田議員からお話のいただいた中学校の部活動及び部活動での指導者の話でございますけれども、こちらに関しましても、現在の計画の中でも、その重要性というか、町の取り組みとして謳っている項目の一つでございます。今回評価の中で、皆さんに御説明をしたまとめの中には載っておりませんが、そういう部分に関しましても、現計画十分に、私たちのほうで評価をした上で、次の計画につなげていく必要が当然ある部分に関しましては、三つをまとめる次の計画の中でしっかり謳ってまいりたいと思います。また関連する部署との連携もしっかりとった中での計画になりますので、きょういただいたお話などに関しましては、またこれからスポーツ健康会議、開催する機会等ございますので、その中でもお話をさせていただいて、考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 時間があまりないみたいなので、その辺しっかりお願いいたします。

次に、2点目はビーチ関係なんですけれども、大磯町の合併の特別な記念だったのかもしれないけれども、大磯ビーチフェスタというのが開かれました。それはすごく大々的な海景ではありましたが、その後ビーチフェスタを受け継いで、一部といいますか、関係者の方がいまでもビーチフェスタをやっています、季節に何回か。こここのところのスポーツ計画の4番に「大磯町の自然に親しめるよう、砂浜を利用したビーチスポーツの推進」というのがありまして、まさに大磯らしさの中、大磯ならではのスポーツ推進のここがポイントではないかと思っております。ですので、こここのところにつきましても、関係者との話し合いの窓口が、スポーツ健康課になっているとは思いますが、少しその辺のことを強化させていただいて、密接にやっていただく中で、大きな祭典をやるわけではないと思いますが、そうではなくて、やはりあれだけの人間関係といいますか、やってもいいよという協力者、その中にはプロの関係者もいらっしゃいますし、それを支援する方もいらっしゃいます。そういった人たちと、やっぱりあれだけの機関が構築していると思いますので、そこは強化していただきたいと思いますが、今後そこをするだけの、やはり実質的に変な話ですけど、啓蒙発動も必要なのかもしれませんが、しっかりとかういったことをやっていきますよという継続的なことができるような予算措置も必要だと思いますけど、いかがでございましょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、担当課。

○スポーツ健康課スポーツ推進係長【佐宗拓人君】 スポーツ健康課・佐宗です。お答えいたします。

いま坂田委員おっしゃっていただきました。大磯町には北浜海岸ということで、大磯町特有の広大なビーチがございます。スポーツ推進計画で、今回お出しさせていただいた4ページの(4)に記載してございますが、「大磯町の自然に親しめるよう、砂浜を利用したビーチスポーツを推進しました」ということでございます。平成27年度につきましては、実績といたしまして、国際ビーチテニス大会の開催、またビーチサッカー大会、テニス教室、ビーチバレー教室、テニスコートの常設ということで、ビーチを活用した取り組みを、25年度以降、さまざまな取り組みを推進してございます。それで50周年の合併事業の際には、ビーチフェスタを開催しました。また来年度も同じような形で、さらなるビーチを活用した事業の実施を推進していきたいというふうに、担当のほうでは考えてございます。以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 ほかの委員さん。

清田委員。

○福祉文教常任委員会委員【清田文雄君】 私も一応このいまアンケートっていうんですか、こういうことで、大体こういうふうな感じというのは、肌で感じられると思います。それで、いつも私は、議員生活もまだ短いんですけど、いわゆるこういう、何々計画とか、いわゆる町づくり計画とか、いろいろなそういうものがありますけど、非常に何かそれができている具体性っていうんですか、それをどう実現するのかと。そういうのが全く見えてこない計画が多いのかなと思います。私が言いたいのは、この中で健康増進計画というのがありまして、この中で国民健康保険の特定健診の受診率が約30%、それから各種がん検診受診率はやや増加しましたが、まだ目標値と開きがあるということですけど、私もそういう年なんで、この6日に特定検診とか保健センターに受けに来たんですけど、一応全部やると1万円以上のお金がかかるわけですよ。そうしますと、私は幸運にも払えるような金額ですけど、健康保険のいわゆる徴収率の問題もありますし、受けたくとも受け入れない方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますけど、そういうふうな、いわゆるそういう受診率とかなんか上げるために、具体的な策とか、なんか盛り込んだ計画というものを策定していただきたいと。これから3回4回の会議があると思うんですけど、そのように私は感じました。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課、どうですか。どうぞ。

○スポーツ健康課副課長兼健康増進係長【吉田敏美君】 スポーツ健康課・吉田です。

いまお話しいただきました受診率の向上ですけれども、やっぱり費用の面と、それから理解していただく、検診がどういうふうに自分に役に立つとか理解していただくことと、あと受診しやすいということで、設定とか環境とか考えてきてはいますけれども、今回計画を改定するにあたってまた新たに突き詰めて考えていきたいと思います。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 よろしいですか。

竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 5ページの総評の中に「公共スポーツ施設が少ない本町において」というところで、学校施設の有効活用、先ほどの坂田さんの質問と同じになるんですけど、きょう教育委員会もいらしておりませんので、この辺のところをもう少し簡単に借りられるとか、そういうような要望も聞いておりますので、この辺も少し、やはり教育委員会との連携が必要かなと思っておりますので、その辺もまた考えていただけたらと思います。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○スポーツ健康課スポーツ推進係長【佐宗拓人君】 スポーツ健康課・佐宗です。

学校施設の解放ということで、体育館及びグラウンドのほう、平日は体育館のみですけれども一般開放をさせていただいて、学校の行事に支障のない限り解放させて、利用させていただいてございます。やっぱりグラウンドにつきましても、中学校は部活動の関係で、どうしても制約がございまして。しかし、部活動のないときに、一般の町民のスポーツ団体さんに貸出をさせていただいている状況になります。また、学校関係の教育部局との連携を図りながら、さらなる有効利用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 よろしいですか。質疑を終了いたします。

議題（５） 大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター２階部分の

使用に関する経過等について

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは議題（５）「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター２階部分の使用に関する経過等について」議題といたします。送付さ

れております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地でございます。

「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階部分の使用に関する経過等について」御説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。本施設は、平成11年に、町が横溝千鶴子氏から寄附を受け、当時の町内障がい福祉関係団体等の話し合いにより、平成15年4月に開設し、障害福祉センター2階部分で、かたつむりの家が使用を開始しております。その後、障がい福祉制度も大きく変わり、町内に新たな障がい者への支援事業者も立ち上がり、それらの事業所から、障害福祉センター2階部分の使用について希望が出るなど、社会情勢も大きく変化をしてきております。

平成23年以降、おおいそ福祉会と話し合いを重ねてまいりましたが、話し合いがまとまらない中、昨年、町では、今後、障害福祉センター2階部分を障がい者や障がい福祉関係者に広く公平に使用していただきたいと考えているため、平成29年3月31日までに返還をお願いする、という内容の文書を平成27年7月29日付で発出させていただきました。この文章の発出以降の平成28年6月30日までの経過については、資料の1ページ中段に記載のとおりでございます。

8月3日に福祉文教常任委員会協議会において御説明させていただいた以降の経過について御説明をさせていただきます。返還交渉の委任契約を締結している町、代理人により、平成28年8月1日に、内容証明書にて大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センターの2階部分の明け渡しを請求する内容の通知書を送付しています。

概要としては、まず1点目として、開設当初とは障がい福祉を取り巻く環境が大きく変化している社会情勢の変化や、新たな障がい福祉関係者の事業所も活動を開始している状況などから、町としては、おおいそ福祉会を含めた町内すべての障がい福祉関係団体の活動拠点として、広く公平平等に使用していただけるようにする必要があることを認識したこと。

次に、2点目として、平成22年4月1日付で、本町とおおいそ福祉会が締結した覚書について地方自治法に定める手続に不備があること。

3点目として、早期返還について、福祉会に御理解をいただけなかったため、明け渡し期限を設け、妥協点を見出すことを提案し、これに理解を得られない場合は法的手続の予定がある旨を通知したものでございます。これまでの話し合いで、早期返還について御理

解をいただくことはできなかつたため、検討した上で現状のまま使用、継続することは困難であり、明け渡しを通知するという内容でございます。この通知に対して対応いただけない場合には、やむを得ず法的手続を進めさせていただくことを想定したものでございました。この通知以降、8月25日から10月31日まで、代理人同士の話し合いが行われましたが、長期の使用希望が続き、公平、平等に障がい福祉関係団体等に使用していただくことを、早期に実現することが不可能と判断いたしました。

2ページ目をお開きください。今後の予定でございます。平成28年10月31日までに明け渡しがされておらず、以降の使用期限についても合意がされていないため、本日福祉文教常任委員会協議会において経過の御説明をさせていただき、12月定例会への議案の提出を予定させていただき法的手続きを進めてまいります。明け渡しを求める理由としては、経過の中で御説明をさせていただいたとおり、現状の占有状況を解消し、早期におおいそ福祉会を含めた、町内の障がい福祉関係団体が公平平等に使用することを可能にするため、明け渡し等を請求していく予定でございます。

説明については以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 本議題は12月議会定例会へ提出が予定されておりますが、特に質疑のある方は挙手を願います。

坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 確認だけです。12月定例会に、議案提出予定というお話がありましたので、質疑等はそちらのほうに送っていかうと思っておりますけれども、どういう形の議案形式、議案としてはどういう形の議案形式で出されるかの説明を聞かせてください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地でございます。

いま本町の代理人と内容については協議中でございますけれども、基本的には明け渡し等について、おおいそ福祉会を相手というような形での議案の提出をさせていただく予定になってございます。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 福祉会に対して裁判をするということを、議会に同意していただくという議案なのでしょうか。議案形態で教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部・佐野でございます。

今回は地方自治法の第96条第1項、第12項に規定がございますとおり、町といたしましては、議会に対して、訴えの提起についてという形の議案のほうの提出を予定しております。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 訴えの提起とはどういったことでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部・佐野でございます。

町が原告となって、おおいそ福祉会を被告として、裁判を起こすという形のもの、議会のほうの議決を求めたうえで、法的手続きに入っていくことを認めていただくというものでございます。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 よろしいですか。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 了解です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 関委員。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 平成15年3月24日に、「大磯町議会により、(福)おおいそ福祉会の町施設使用に関する決議が可決」って書いてあるんだね。ということは、議会も認めたってことですよね。半永久に使っていいことだと、その辺の経過がちょっとわかんないんですが、議会でそう認めておいて。(「その時の議会がそう決定しただけで、議会が変われば別の決定でもできるんだから」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 内容に関して。どうでしょう。

(「本会議場でやったほうがいいんじゃないですか、そのほうがよくわかるよ」の声あり)

担当課、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地でございます。

当時は事務所の使用に関しまして、国府本郷の横溝千鶴子記念障害福祉センター、その場所に、おおいそ福祉会のほうが法人の事務所の住所、法人事業所の住所を置くというような形として制定をされていたんですけれども、そのことにつきまして排他的継続使用の許可を差しとめるというような形で、議会の決議をいただいているような内容になってご

ざいます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 関委員。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 わかりました。そういう決議にしたということですね。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 ほかにありませんか。質疑を終了いたします。

議題（６） その他

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 次に、（６）「その他」として委員から、特に御意見等がなければ。

（「ないです」の声あり）

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 これをもちまして、福祉文教常任委員会協議会を閉会といたします。本日は御苦労さまでした。

（午前 11時24分） 閉会
